

包括ソフトウェアライセンス
(Comprehensive Software License)

仕 様 書

令和3年3月



独立行政法人 国立高等専門学校機構

1. 調達背景及び目的

独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という）において、機構全体で教育、研究、事務業務等で共通的に広く活用されているソフトウェアライセンスについて、機構で一括調達を行うものである。

2. 調達物品名及び構成内訳

包括ソフトウェアライセンス（クライアント用ライセンス） 一式
詳細については以下のとおり。

2. 1 調達ソフトウェアライセンス

- (1) Microsoft 社製 Office 365 ProPlus 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (2) Microsoft 社製 Office Professional Plus 相当、又は同等以上の機能を持つ Windows OS 上で実行可能なソフトウェアライセンスを有すること。
- (3) Microsoft 社製 Office for Mac 相当、又は同等以上の機能を持つ MacOS 上で実行可能なソフトウェアライセンスを有すること。
- (4) Microsoft 社製 Windows 10 Enterprise 相当、又は同等以上の機能を持つオペレーティングシステムへアップグレードできるソフトウェアライセンスを有すること。
- (5) Microsoft 社製 Enterprise Mobility + Security A3 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (6) Microsoft 社製 Office 365 Advanced Threat Protection 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (7) Microsoft 社製 Core CAL Suite 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。
- (8) Microsoft 社製 Azure Dev Tools for Teaching 相当、又は同等以上の機能を持つソフトウェアライセンスを有すること。

2. 2 調達数量内訳

2. 1 の各ライセンスの調達数は以下のとおりとする。

- (1) 2. 1 (1) ～ (6) については以下の数量を調達すること。
10, 145人（機構に所属する常勤教職員及び非常勤教職員分）
- (2) 2. 1 (7) については以下の数量を調達すること。
57, 000人（機構に所属する全学生分）
- (3) 2. 1 (8) については以下の数量を調達すること。
国立高等専門学校 52拠点分（51高専及び機構本部）

2. 3 調達要件

- (1) 契約期間毎に更新が必要な非永続ライセンスであること。
- (2) 契約期間内に新しいバージョンの製品がリリースされた場合、追加費用を必要

- としないバージョンアップが可能な権利を有すること。
- (3) 2. 1 (1) について、機構に所属する全教職員及び全学生が、個人所有デバイスで1人あたり、Windows/Mac、タブレットPC及びスマートフォン合わせて15台以上で利用可能なライセンスとすること。
 - (4) 別途構築したサーバシステムに対して「Azure Active Directoryによる多要素認証機能」相当、または同等以上のユーザー認証機能を提供する方法があること。
 - (5) 用意するライセンスの準拠法は日本の法律であること。また、管轄裁判所を日本国内の裁判所とすること。

3. 契約期間

本調達物品の使用許諾権の契約期間について、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

4. 技術的要件の概要

- (1) 本調達物品に係る性能、機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は「Ⅱ 調達物品に備えるべき技術的要件」に示すとおりである。
- (2) 技術的要件はすべて必須の要求要件である。
- (3) 必須の要求要件は機構が必要とする最低要件を示しており、入札物品の性能等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。
- (4) 入札物品の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判定は、機構技術審査委員会において、提出された技術仕様書その他の入札説明書で求める提案資料の内容を審査して行う。

5. 技術提案について

- (1) 提案するソフトウェアは、入札時点で製品化されていること。
- (2) 提案書は本仕様書に記載された要求要件の各項目に対応させて記述すること。
- (3) 提案に関しては、単に「できます」、「有します」等の提案では技術審査に支障をきたす為、提案が本仕様書の要求要件をどのように満たすか、あるいはどのように実現するかを要求要件ごとに具体的かつ分かり易く、資料を添付するなどして説明すること。その際付箋を貼付する、マーキングする等、当該要求要件を満たすことを説明する個所を、具体的かつ分かり易く示すこと。
- (4) 提案に際し、ホームページもしくはそれに掲載されたPDFファイル等を印刷出力したのものをもって提案書の一部とする場合、印刷日時及び印刷したページもしくはPDFファイル等のURLを、印刷物の余白に記載すること。
- (5) 記述内容が不明確である場合は、有効な提案書とみなされないので留意すること。特に、技術審査するにあたって、提案根拠が不明確である、説明が不十分

であるなどして、技術審査に支障があると技術審査委員会が判断した場合は、要求要件を満たしていないものとみなす。

- (6) 提案書には提出資料に対する照会先を明記すること。
- (7) 提出された内容等について、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので対応すること。
- (8) 提案書は日本語で作成すること。

6. 検査及び検収

機構担当者の立ち会いのもと行われる納入をもって検収とする。

なお、契約の始期までに、ライセンスが有効であることの確認をもって納入とする。

7. 機密保持

- (1) 受注により知り得た全ての情報について守秘義務を負うものとし、契約期間はもとより、契約終了後においてもこれを第三者に漏らし、又は他の目的に使用しないこと。
- (2) 正当な理由があつてやむを得ず第三者に開示する場合、書面によって事前に機構の承諾を得ること。また、情報の厳重な管理を実施すること。
- (3) 機構が提供した資料は、原則として全て複製禁止とすること。但し、業務上やむを得ず複製する場合であつて、事前に書面にて機構の許可を得た場合はこの限りではない。なお、この場合にあつても使用終了後はその複製を機構本部に返納又は焼却・消去する等適切な措置をとり、機密を保持すること。

8. 損害賠償

受注者が本契約に違反して、機構が損害を被った場合には、機構は受注者に対して損害賠償を請求し、かつ、機構が適当と考える必要な措置をとることを請求できる権利を有するものとする。

9. その他

本調達の実行について疑義が生じたとき、又は本調達に伴い機構と交わす契約書に定めのない事項については、機構及び受注者の双方で協議の上決定すること。